

## 体験型ツアー促進事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、体験型ツアー促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 知事は、首都圏、関西圏、中京圏等からの観光誘客を促進するため、観光体験を目的とした募集型企画旅行の催行経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 この要綱において、補助事業者とは、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている旅行者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 富山県外を発着地とし（最初の目的地まで鉄道や航空機等を利用するものも可）、富山県内を観光する募集型企画旅行であること。
- (2) 令和4年12月1日から令和5年2月28日までの間に催行されるものであること（ツアーの出発日、帰着日いずれもこの期間内であること。）。
- (3) 富山県内に1泊以上宿泊すること。
- (4) ツアー内容に富山ならではの交流及び暮らしに根付いた体験（農業、漁業、伝統工芸、祭り等）を含むものであること。
- (5) 広く商品流通できるものであること。
- (6) 学校行事として実施する旅行、国・地方自治体・公的団体が実施する会議、研修旅行、宗教活動・政治活動を目的とした旅行でないこと。
- (7) 富山県及び公益社団法人とやま観光推進機構の他の補助金を併用したツアーでないこと。
- (8) 国による緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象となっている都道府県を発着地とするツアーでないこと。
- (9) 各業界団体が定める新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づいて感染防止対策を実施したものであること。

(補助額)

第5条 補助額は、ツアー催行1回当たり50,000円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条第1項の規定により、別に定める期間内に知事に補助金交付申請書（様式第1号）に同様式で定める書類を添えて提出するものとする。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及

び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付決定を行うものとする。

2 知事は、前項の場合において、必要があるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費を変更する場合には、あらかじめ変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ補助事業の中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業の経理については、その内容を証する関係書類を整備し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておくこと。

(軽微な変更)

第9条 前条第1号ただし書きの規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業主体を変更すること。
- (2) 事業目的を変更すること。
- (3) 補助金交付決定額の20パーセント以上の変更をすること。

(補助事業の遂行)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件等に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金を他の用途へ使用してはならない。

(実績報告及び報告書の作成)

第11条 補助事業者は、事業完了後30日以内又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 宿泊証明書(様式第5号)
- (2) その他必要と認められる書類

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第13条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消)

第14条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用する等その補助事業に関し

て補助金の交付決定の内容、又は、これに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第 15 条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和 4 年 11 月 15 日から施行する。